

消防救第296号
平成16年12月24日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁救急救助課長

「応急手当普及啓発推進検討会 報告書」について

今般、「応急手当普及啓発推進検討会」(以下「検討会」という。)において、**報告書**がとりまとめられたので、貴職におかれてはその内容及び下記について了知いただくとともに、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。)に対しても周知願います。

記

「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」(平成16年7月1日付け厚生労働省医政局長通知)において、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者(医療資格を持たない消防職員を含む)(以下「一定頻度者」という。)が、心停止者に対して自動体外式除細動器(AED)(以下「自動体外式除細動器」という。)を用いるための4つの条件が示され、これを踏まえ、「自動体外式除細動器(AED)の講習内容の取りまとめについて」(平成16年8月16日付け厚生労働省医政局指導課長通知。 以下「厚生労働省通知」という。)において、一定頻度者に対する講習プログラム及び講師養成のための講習プログラムが示された。

以上の経緯を踏まえ、検討会において、救急隊員(現在救急業務に従事している者で救急救命士の資格を有していない者をいう。 以下同じ。)及び救急救命士又は救急隊員以外の消防職員(以下「一般消防職員」という。)に対する講習、一般市民に対する講習並びに一般市民に対して講習を実施する講師養成のための講習について検討が行われてきたところであるが、この度、検討会の報告書において、それぞれの講習プログラムが示されたので、消防機関等においては、本報告書に沿った講習を実施し、自動体外式除細動器の使用が可能な救急隊員及び一般消防職員の養成並びに一般市民に対する講習の実施体制の整備を図られたい。

1. 救急隊員及び一般消防職員が自動体外式除細動器を使用することについて

救急隊員及び一般消防職員に対する講習の指導者は、自動体外式除細動器の使用に精通した医師又は救急救命士であることに留意し、検討会の報告書を踏まえた講習を各消防本部等において実施されたい。

また、救急隊員及び一般消防職員が自動体外式除細動器を使用することで救命に寄与できるよう、今後、各消防本部の関係施設、関係車両(未積載の救急自動車含む。)等に自動体外式除細動器を設置・配備するよう努められたい。

2. 応急手当の普及啓発活動について

検討会において、厚生労働省通知を踏まえ、今後一般市民に実施すべき普通救命講習、一定頻度者講習及び上級救命講習並びに応急手当指導員又は応急手当普及員になるために必要な講習がとりまとめられ、併せて、現在、既に応急手当指導員又は応急手当普及員である者に対して必要な講習についてもとりまとめられた。

各消防本部においては、今後、住民に対する応急手当の普及啓発活動を実施する際、本報告書を踏まえ、自動体外式除細動器の使用を含めた応急手当の普及啓発活動を積極的に推進されたい。

また、地域や学校における各種行事、公共施設・集客施設等の業務活動においても、関係機関、関係団体と連携し、様々な機会を捉えて自動体外式除細動器の使用を含めた応急手当の普及啓発に努められたい。